

令和 5 年度

鎌倉市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

鎌 倉 市 監 査 委 員

1 審査の対象

- (1) 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年(2024年)8月14日から令和6年(2024年)8月20日まで

3 審査の方法

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び令和5年度決算に基づく資金不足比率が適正に作成されているか、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、適切な算定要素が健全化判断比率及び資金不足比率の計算に用いられているかなどに主眼をおき審査した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも法令等の規定に沿って作成されており、記載金額及び数値は関係諸帳簿類と符合し、計数的に正確であると認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率は次の表のとおりであり、審査の意見及び各比率の概要については、以下に述べるとおりである。

健全化判断比率					(単位：%)
区 分	本市の比率		早期健全化基準		財政再生基準
	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.48	11.49	20
連結実質赤字比率	—	—	16.48	16.49	30
実質公債費比率	1.3	1.0	25		35
将 来 負 担 比 率	—	—	350		

資金不足比率				(単位：％)	
区 分	本市の比率		経営健全化基準	財政再生基準	
	5 年 度	4 年 度			
下 水 道 事 業 会 計	—	—	20		

5 審査の意見

本市の健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全性が保たれている。資金不足比率も経営健全化基準を下回っており、経営状況は健全性が保たれている。

今後も、当該比率に十分留意の上、財政の健全な運営に努められたい。

6 各比率の概要

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{①}}{\text{②}}$$

- ① 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ② 標準財政規模：標準税収入額等、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

実質赤字比率は、一般会計等（本市の場合は一般会計並びに鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計及び公共用地先行取得事業特別会計。以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（国の基準により算定する本市の標準的な一般財源の規模）に対する比率である。

本市の場合、一般会計等の実質収支の合算額が黒字のため、実質赤字比率は「－」として表示している。

（参考）

計算上の数値は△7.39%（前年度は△9.98%）となっており、早期健全化基準の数値11.48%を下回っている。

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{①}}{\text{②}}$$

① 連結実質赤字額：a + b

a 一般会計及び公営企業以外に係る特別会計の実質収支額

b 公営企業に係る資金不足額又は剰余額

② 標準財政規模

連結実質赤字比率は、一般会計等、特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計（本市の場合は国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業。以下「特別会計」という。）及び公営企業会計（本市の場合は下水道事業会計。以下「下水道事業会計」という。）を対象とした実質赤字額又は資金不足額の、標準財政規模に対する比率である。

本市の場合、a、bいずれも黒字のため、連結実質赤字比率は「－」として表示している。

（参考）

計算上の数値は△13.43%（前年度は△14.50%）となっており、早期健全化基準の数値16.48%を下回っている。

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①} + \text{②} - \text{③} - \text{④}}{\text{⑤} - \text{④}} \text{ の 3 か年平均}$$

- ① 地方債の元利償還金
- ② 準元利償還金：a～eの合計額
 - a 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
 - b 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
 - c 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
 - d 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出
 - e 一時借入金の利子
- ③ 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- ④ 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
- ⑤ 標準財政規模

実質公債費比率は、一般会計等、特別会計、下水道事業会計及び一部事務組合（本市の場合は神奈川県後期高齢者医療広域連合。以下「神奈川県後期高齢者医療広域連合」という。）が負担する実質的な負債額の、標準財政規模に対する比率であり、当年度以前の3か年の平均値で表す。

本市の場合、実質公債費比率（単年度）が3年度は0.59589%、4年度は1.31840%、5年度は2.18310%（各年度小数第6位を四捨五入して算出）であり、3か年平均で1.3%（小数第2位を切り捨てして算出）となり早期健全化基準（25%）を下回っている。

（参考）

5年度の実質公債費比率は、前年度から0.3ポイント上回った。

実質公債費比率の4年度の算定基礎となる3か年平均が2～4年度、5年度の算定基礎となる3か年平均が3～5年度となり、算定に影響のある2年度と5年度を比較すると、5年度の実質公債費比率（単年度）が0.89565ポイント上回った。

主な要因は、④算入公債費の額及び算入準公債費の額が減ったため分子が増加したことである。

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$$

① 将来負担額：a～hの合計額

- a 一般会計等に係る当該年度の前年度末における地方債現在高
- b 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- c 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- d 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- e 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- f 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、地方公共団体が設立した一定の法人以外の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- g 連結実質赤字額
- h 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

② 充当可能財源等：i～kの合計額

- i 充当可能基金額：a～fの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
- j 特定財源見込額
- k 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

③ 標準財政規模

④ 算入公債費の額及び算入準公債費の額

将来負担比率は、一般会計等、特別会計、下水道事業会計、神奈川県後期高齢者医療広域連合及び地方公社等（本市の場合は鎌倉市土地開発公社）が将来負担すべき実質的な負債額の、標準財政規模に対する比率である。

本市の場合は将来負担額が充当可能財源等を下回っているため、将来負担比率は「－」として表示している。

（参考）

計算上の数値は△29.8%（前年度は△28.7%）となっており、早期健全化基準の数値350%を下回っている。

(2) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{①}}{\text{②}}$$

① 資金の不足額（地方公営企業法適用）： $a + b - c$ （ $-d$ ）

a 流動負債から控除未払金等及び控除額等を控除した額

b 算入地方債の現在高

c 流動資産から控除財源及び控除額を控除した額

d 解消可能資金不足額（ $a + b - c > 0$ のときに算入）

② 事業の規模（地方公営企業法適用）： $e - f$

e 営業収益の額

f 受託工事収益の額

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定する資金不足額の事業規模に対する比率をいう。

本市の場合、唯一の公営企業会計である下水道事業会計における資金不足額が生じていないため、資金不足比率は「－」として表示している。

（参考）

計算上の数値は△42.2%（前年度は△38.1%）となっており、経営健全化基準の数値20%を下回っている。